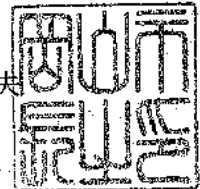


岡山市告示第 127 号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、令和4年8月1日岡山市告示第569号により指定した区域について一部解除する。

令和 5年 3 月 10 日

岡山市長 大 森 雅 夫



- 1 一部指定を解除する形質変更時要届出区域  
岡山市東区金岡東町三丁目190-0番の一部（別図のとおり）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
六価クロム化合物
- 3 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物
- 4 講じられた汚染の除去等の措置  
土壤汚染の除去

(別図) 一部指定解除する区域



凡例

□ : 調査範囲    L : 区画統合

▨ : 形質変更時要届出区域

▩ : 指定解除する形質変更時要届出区域

【起点】

起点は北緯  $34^{\circ} 37' 48.108''$  東経  $134^{\circ} 01' 51.530''$  と

し、格子の線を時計回りに  $74.46^{\circ}$  回転させている。